

年金記録訂正請求に係る答申について

**関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)**

平成 29 年 7 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700060号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社と名称変更を経て、現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年4月1日から昭和35年10月1日まで

私は、昭和34年4月1日から平成5年12月31日までA社に正社員として勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和35年10月1日となっているので、その記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社の回答により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことは認められる。しかしながら、請求者は、昭和34年4月1日に正社員としてA社に採用されたと主張しているが、C社から提出された請求者に係る人事台帳の人事記録によると、請求者は、同年4月1日に入社した時の資格は契約者となっており、その後、昭和35年10月1日に嘱託、昭和36年8月1日に職員(正社員)となっていることが確認できる。

また、C社は、請求者と交わした請求期間当時の雇用契約の内容は不明であり、請求期間当時に契約者を厚生年金保険の被保険者としていたか否かについても不明であると回答・陳述している。

さらに、C社から提出された請求者に係る昭和34年分及び昭和35年分の所得税源泉徴収簿によると、請求期間において、給与は支給されているが、厚生年金保険料の控除額欄は空欄とされており、請求者は、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていない上、当該源泉徴収簿によると、厚生年金保険料を含む社会保険料等の控除については、昭和35年10月から行われていることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間の給与明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。